



連絡先: 〒649-1534

和歌山県日高郡印南町印南3168

電話 : 090-9054-455

FAX : 0738-42-1071

e-mail: koronnwakiya2776@gmail.com

<https://koronnwakiya2776.wixsite.com/mysite>

社会保険労務士

脇谷事務所便り

◆「試用期間」

今回は「試用期間」について整理をしたいと思います。

試用期間とは、入社直後の一定期間において、労働者の能力・スキル・勤務態度などを実際の実務を通じて確認し、本採用するかどうかを判断するために設けられた期間のことです。

◆「法的性質」

試用期間中の労働契約は、特段の事情がない限り、**解約権留保付労働契約**と解されます。

これは、使用者が試用期間中に労働者の適性を判断し、**本採用を拒否する場合に、通常解雇より広い範囲で解約権を行使できること**を意味します。但し、解約権の行使は**解雇に変わりはなく、客観的に合理的で社会通念上相当と認められる場合**に限られます。

◆「試用期間満了の際の対応」

試用期間が満了し本採用される場合以外は、以下の対応が考えられます。

①自己都合退職

②試用期間延長

③退職勧奨→合意退職【会社都合退職】

④採用打ち切り【解雇】

それぞれの方法については、対応策・デメリット等があります。

◆「①自己都合退職」

労働者に**退職届**を出してもらい、自己都合退職とするのが法人としてはベストです。

但し、労働者に強要するとトラブルになりますので注意が必要です。

◆「②試用期間延長」

労働者の適性等を当初定めた試用期間では判断できない場合は、試用期間を延長することも可能です。

但し、延長する場合は以下の条件が必要です。

①就業規則や雇用契約書に試用期間延長の明記があること

②延長する合理的な理由があること

◆「③退職勧奨・合意退職」

試用期間後に**退職勧奨**を行い、**退職合意書**を作成する方法です。

但し、退職勧奨による退職は**会社都合退職**となり、法人にとってデメリットがあります。

◆「④採用打ち切り」

上記の方法が困難な場合、法人は最後の選択肢として、期間満了をもって本採用を拒否することを検討することになります。

これは、法人側の一方的な意思表示であり、法的には**解雇**に当たり慎重な検討が求められます。

■「当事務所より一言」

退職届けを出してもらいましょう！